

農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

[募集期間は4月9日(木)から5月7日(木)です。]

	農業委員に関する事項	農地利用最適化推進委員に関する事項																																
募集人員	<p>14人</p> <p>〔うち、利害関係のない者 1名以上〕 〔うち、認定農業者 8名以上〕</p> <p>※女性・青年農業者の参画に配慮します。</p>	<p>21人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>地区の区域</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内海地域</td> <td>全域</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">御荘地域</td> <td>御荘菊川</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>御荘平山、御荘長洲</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>御荘平城、御荘和口</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>御荘長月</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">城辺地域</td> <td>御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>僧都、緑甲、緑乙、緑丙</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>城辺甲、城辺乙</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一本松地域</td> <td>脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮎越、古月、久良</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正木、増田、小山、一本松</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西海地域</td> <td>中川、広見、満倉、上大道</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>全域</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	地区の区域	定数	内海地域	全域	1人	御荘地域	御荘菊川	2人	御荘平山、御荘長洲	1人	御荘平城、御荘和口	2人	御荘長月	1人	城辺地域	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人	城辺甲、城辺乙	2人	一本松地域	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮎越、古月、久良	1人	正木、増田、小山、一本松	3人	西海地域	中川、広見、満倉、上大道	3人	全域	1人
地域名	地区の区域	定数																																
内海地域	全域	1人																																
御荘地域	御荘菊川	2人																																
	御荘平山、御荘長洲	1人																																
	御荘平城、御荘和口	2人																																
	御荘長月	1人																																
城辺地域	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人																																
	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人																																
	城辺甲、城辺乙	2人																																
一本松地域	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鮎越、古月、久良	1人																																
	正木、増田、小山、一本松	3人																																
西海地域	中川、広見、満倉、上大道	3人																																
	全域	1人																																
対 象	<p>町内に住所を有する者を基本として、以下の全てに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の他の附属機関の委員でない（委員であっても兼職が禁止されていない）者。 ・町職員でない者。 ・暴力団員でない者。 	<p>町内に住所を有する者を基本として、以下の全てに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の他の附属機関の委員でない（委員であっても兼職が禁止されていない）者。 ・町職員でない者。 ・暴力団員でない者。 																																
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法等による申請等に関する調査、審議。 ・農地等の利用関係の紛争に対する和解の仲介。 ・遊休農地の発生防止及び解消に向けての調整。 ・地域における農業者等による協議の場への出席。 ・毎月の農業委員会定例会への出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法等による申請等に関する調査、報告。 ・担い手等への農地利用の集積に向けての活動。 ・遊休農地の発生防止及び解消に向けての活動。 ・地域における農業者等による協議の場への出席。 ・毎月の農業委員会定例会への参加。 																																
任 期	3年（令和8年7月20日から令和11年7月19日）	3年以内（委嘱された日から令和11年7月19日）																																
報 酬	年額 150,000円	年額 130,000円																																
募集期間	令和8年4月9日(木曜日)から令和8年5月7日(木曜日) ※郵送の場合も 5月7日必着																																	
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募は、農業者等3名以上からの推薦、団体からの推薦、または自薦によります。 ・推薦届または応募届に必要な事項を記入のうえ、直接または郵送で上記募集期間内に愛南町農業委員会事務局に提出してください。 ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することは可能ですが、両方を兼務することはできません。 																																	
応募用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・愛南町農業委員会事務局（愛南町役場本庁2階）で直接受け取る。 ・愛南町ホームページからダウンロードする。 <p>（農業委員への推薦・応募用紙の種類） 他薦の場合：農業委員会委員推薦届（農業者用）／（法人又は団体用） 自薦の場合：農業委員会委員応募届</p> <p>（農地利用最適化推進委員への推薦・応募用紙の種類） 他薦の場合：農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届（農業者用）／（法人又は団体用） 自薦の場合：農業委員会農地利用最適化推進委員応募届</p>																																	
応募状況の公表	応募の状況については、中間および最終結果を愛南町ホームページで公表いたします。																																	

注) 次のいずれかに該当する人は、法律により農業委員や農地利用最適化推進委員になれません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人